

買戻特約登記の抹消手続きの流れ

※住宅供給公社へ提出して頂く書類の作成

- 買戻権抹消請求申請書（住宅供給公社所定の様式）
- 収入印紙（法務局での買戻特約登記抹消にかかる費用）

住宅供給公社へ提出
（持参または郵送）

住宅供給公社が買戻特約登記抹消に必要な書類を作成し、土地・建物が所在する管轄の法務局へ提出

公社が買戻特約登記抹消のための『登記嘱託書』『登記原因証明情報』を作成し、お預かりしている『収入印紙（法務局での費用）』を添付して、法務局の窓口へ提出します。

住宅供給公社が法務局へ
提出（持参）

土地・建物が所在する法務局にて『登記嘱託書』の審査

後日、審査・手続き完了後に、登記完了証の通知の発行を受ける。

住宅供給公社が法務局から
登記完了証の通知を受領

住宅供給公社からお客様へ登記完了証を郵送

公社受付後
20日間程度

登記完了証にて「登記目的」の「買戻権抹消」を確認して頂き、
買戻特約登記の抹消手続きは完了となります。